

平成 29 年 5 月 11 日

厚生労働省社会・援護局
保護課長 鈴木 建一 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

平成 30 年度予算および今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 を超える救護施設は、日常生活が困難な利用者の衣食等を満たし自立を支援するとともに、施設退所者を含む生活困窮者等、地域における福祉ニーズについて、従来の救護施設単独での支援にとどまらない地域ぐるみで支えあう体制の構築を目指しております。

また、「第二次行動指針」の総括を行う二年次目にあたる本年度は、引き続き相談支援事業や就労訓練事業の拡充をはじめとする関係事業・活動への取り組みについて、地域のセーフティネット施設としての一層の機能強化につながるよう、全国の会員施設がその実践に取り組んでいるところです。

こうした取り組みをより一層積極的に推進するため、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 福祉・介護人材の確保・育成・定着対策のさらなる強化

救護施設入所者の生活の質を担保し、施設退所者を含む生活困窮者等への支援等、地域のさまざまな福祉ニーズの課題解決に取り組むために、一人ひとりの職員が、専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいをもって働きつづけられる職場環境を構築するための特段の施策を講じていただきたい。

また、地域社会の基盤を支えるセーフティネット施設として社会的意義を果たすため国民的な理解を広め、深める広報活動等の充実を図っていただきたい。

2. 入所者の要介護認定に関する認定期間制限の見直し

入所者が救護施設所在地の市町村（保険者）による要介護認定を受けることができる期間は退所予定の3か月以内となっているが、受け入れ先の状況等により退所時期等が決定しない場合が多々あることに鑑み、住所地特例の保険者の見直しと併せて認定期間制限の見直しを図られたい。

3. 保護施設通所事業定員の下限及び保護の実施責任期間の見直し

保護施設通所事業の事業定員数の下限は5名となっている。地域によっては利用希望者が減少しているところがあり、下限の見直しを図っていただきたい。

また、本事業の期間は1年以内であり、支援を行うことが有効な場合は期間を延長することができるが、その際保護の実施責任は、居住地を所管する保護の実施機関が負うこととされている。

しかし、実施責任が移ることにより、実施要綱にて認められている通所事業の延長利用が認められない場合が多く生じている。通所事業を通し、生活リズムを整えることで居宅生活の継続が図れており、退所して1年目で自立した生活ができる者はほとんどいない状況があるため、切れ目のない支援を実施するためにも、本事業実施期間中は保護施設への入所措置を行った保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととしていただきたい。

4. 生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の、税制上の措置の見直し等

社会福祉事業として就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、救護施設における就労訓練事業の取り組みをより一層進めるために、社会福祉法人等が事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税としていただきたい。同様に、不動産に係る不動産取得税等についても非課税としていただきたい。